

議案第104号

湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯梨浜町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 第3条の規定により給与条例第3条第1項の規定を準用する場合において、同項に規定する給料表の改定が行われるときにおける<u>会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項及び第4項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 第3条の規定により給与条例第3条第1項の規定を準用する場合において、同項に規定する給料表の改定が行われるときにおける<u>フルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときは、その日）から生ずるものとする。</u></p>

の当該年度中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、当該年度の12月1日から効力を生ずるものとする。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間あたりの勤務時間が15時間30分未満のもの

4 前項に定めるもののほか、この条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。